

令和 2 年 5 月 13 日

第 1 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和2年5月13日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂き有難うございます。

ただ今より、令和2年第1回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶を頂きます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

季節的には、もう若葉・青葉香る新緑の好時節となっておりますけども、今、私どもが直面している台風・強風の中におきましては、今、新型コロナウイルスの蔓延を防ぐために日々努力しているという中にある訳でありまして、私どもも庁舎内におきまして新型コロナウイルスの感染防止対策本部会を立ち上げまして、その中で町民の命を守る。また、町民の暮らしを守る。企業の繁栄を守る。そのような施策を常に考えながら実行している中でありまして。そういう中におきましても議員の皆様方には格別のご理解とご協力を頂いておりますこと、心から感謝を申し上げます。今日のこの臨時会の中におきましても補正予算があります。補正予算案は新型コロナウイルスの感染の防止のため、また、町民、企業の方々の企業活動、暮らしを守るためのものがあります。どうか早い議決をお願いしたいと思っております。皆様方の忌憚のないご意見も頂戴致しながら、この臨時会が有意義な会となりますことを心から期待を申し上げて、開会に際してのご挨拶と致します。今日はどうかよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

ただいま、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和2年第1回多度津町議会臨時会は成立致しました。

これより、第1回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番、中野 一郎君、11番、隅岡 美子君を指名致します。

日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第1回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定を致しました。

日程第 3. 議案第 1 号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

お早うございます。それでは議案第 1 号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）の提案説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

この度の改正は「地方税法等の一部を改正する法律」、「地方税法施行令の一部を改正する政令」及び「地方税法施行規則の一部を改正する省令」が令和 2 年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和 2 年 4 月 1 日を施行日とする改正内容が含まれますことから本町の税条例の一部改正が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、まず 1 つ目は、個人住民税関係でございます。未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しを行うもので全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の不公平」を解消するものでございます。

2 つ目は、固定資産税関係でございます。所有者不明土地等に係る固定資産税の取扱いに対応するため、登記簿上の所有者が死亡した後、相続登記がされるまでの間において現に所有している者（相続人等）に対し、町の条例で定めるところにより必要な事項を申告させることが出来ることと相続人調査等を尽くしてもなお、所有者が明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することが出来ることとするものでございます。

3 つ目は、法人町民税関係でございます。国の法人税において連結納税制度を変更することに伴い、所要の措置を行うものでございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

また、昨年 5 月に元号が改元されたため、平成表記から令和表記へと改正されておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、新旧対照表を用い、主な改正点についてご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。また、条例改正による施行日は改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、まず第 1 条関係と致しまして、タブレットの 3 ページ下段から 4 ページをご覧下さい。

第 24 条は「個人の住民税の非課税の範囲」に関する規定、第 34 条の 2 は「所得控除」に関する規定で「男性のひとり親と女性のひとり親の不公平」を解消するもので、男性の「寡夫」を除き「ひとり親」を追加するものです。

施行日は、いずれも令和 3 年 1 月 1 日であります。

6 ページ中段から 7 ページをご覧ください。

第 36 条の 3 の 2 は「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」に関する規定、第 36 条の 3 の 3 は「個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書」に関する規定で、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするものです。

8 ページ中段をご覧ください。第 54 条は「固定資産税の納税義務者等」に関する規定で 9 ページ下段の第 5 項に調査により、所有者が一人も明らかにならない資産について使用者がいる場合には、その使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するものです。

少し飛びまして、14 ページ下段から 15 ページをご覧ください。第 74 条の 3 は「現所有者の申告」に関する規定で登記簿上の所有者が死亡した後、相続登記がされるまでの間において現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることが出来る規定を新設するもので、施行日はいずれも令和 2 年 4 月 1 日であります。

16 ページをご覧ください。第 94 条は「たばこ税の課税標準」に関する規定で軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について定めるもので、施行日は令和 2 年 10 月 1 日であります。

17 ページ中段をご覧ください。第 96 条は「たばこ税の課税免除」に関する規定で、第 2 項に課税免除の適用に当たって、必要な手続きを簡素化出来るよう新設されたものです。

少し飛びまして、24 ページ上段をご覧ください。附則第 8 条は「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、適用期限を 3 年延長するものです。

25 ページ中段から 28 ページをご覧ください。附則第 10 条の 2 は「法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」を定めるものでございます。

25 ページ中段の旧第 2 項の中小企業等が取得した大気汚染防止法の指定物質排出施設に係る規定が廃止されたこと、26 ページ中段の旧第 12 項の再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に規定する設備のうち水力発電設備を除き、27 ページ上段の第 15 項に特例割合を 4 分の 3 として新設されたもの、27 ページ下段の旧第 21 項の都市再生特別措置法に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産を削るものでございます。

少し飛びまして 39 ページ上段から 40 ページをご覧ください。附則第 17 条の 2 は「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、適用期限を 3 年延長するものです。

施行日は、いずれも令和 2 年 4 月 1 日であります。

続きまして、第 2 条関係でございますが、第 94 条の「たばこ税の課税標準」の規定のみが令和 3 年 10 月 1 日の施行日となっておりますが、その他の規定の施行日は令和 4 年 4 月 1 日であります。

それでは、45 ページ上段から 47 ページをご覧ください。第 31 条は「均等割の税率」に関する規定、48 ページ上段から 56 ページの第 48 条は「法人の町民税の申告納付」に関する規定、56 ページ下段から 59 ページの第 50 条は「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」に関する規定、59 ページ中段から 61 ページの第 52 条は「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」に関する規定で、国税において連結納税制度の見直しが行われ、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行える「グループ通算制度」へ移行することとされたため、地方税においては現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに合わせて所要の措置を行うものでございます。

61 ページ下段をご覧ください。第 94 条は「たばこ税の課税標準」に関する規定で、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について定めるもので、第 1 条にて規定したものを 2 段階で見直すものです。

先ほど申し上げましたが、この改正規定のみ施行日が令和 3 年 10 月 1 日であります。続きまして、第 3 条関係と致しまして 62 ページ下段から 69 ページまでが平成 31 年多度津町条例第 5 号、「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するもので、第 1 条の改正で条例第 24 条に個人の町民税の非課税措置として「ひとり親」を対象に追加したことにより「単身児童扶養者」を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るもので 63 ページ上段の第 3 条の一部を削り、飛びまして 65 ページ上段の附則第 1 条第 4 号と 68 ページ中段の第 4 条を削除するものです。施行日は令和 2 年 4 月 1 日であります。

この本改正条例の附則と致しまして、69 ページから第 1 条として「施行期日」、70 ページに第 2 条として「延滞金に関する経過措置」、第 3 条及び 71 ページの第 4 条として「町民税に関する経過措置」、第 5 条として「固定資産税に関する経過措置」、72 ページ中段に第 6 条及び第 7 条として「町たばこ税に関する経過措置」について、それぞれ定めるものでございます。

72 ページ下段から 75 ページの第 8 条は、平成 27 年多度津町条例第 20 号、「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するもの。75 ページ中段から 77 ページの第 9 条は、平成 28 年多度津町条例第 14 号、「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するもの。77 ページ上段から 78 ページの第 10 条は、平成

29 年多度津町条例第 12 号、「多度津町税条例の一部を改正する条例」の一部を改正するもの。78 ページ上段から 85 ページの第 11 条は、平成 30 年多度津町条例第 13 号、「多度津町税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正するもので、いずれも改元による対応でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議頂きますようお願い致します。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第 1 号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

古川 幸義君。

議員（古川 幸義）

10 番、古川 幸義です。本来ですと委員会での不明な点につきまして補足説明がございましたが、今回このような形で委員会に付託しないということで、この臨時議会で 3 点ほど第 1 号議案について質問させて頂きたいと思います。

まず、1 点目は 36 条の第 2 項の方ですね、ページ数は 6 ページでございます。

この中で下から 5 行目にあります、旧では「扶養親族等申告書」と記載されて、今回は「扶養親族申告書」になっておりますが、これは旧では「扶養親族等申告書」になっております。今回は「扶養親族」のみになっておりますが、前は「扶養親族等」ということは、扶養親族以外にも適用されていたのでしょうか。質問致します。

税務課長（泉 知典）

ただいまの古川議員のご質問にお答えします。おっしゃるとおりで「扶養親族等」となれば、当然、扶養親族以外の方を想定されると思います。実際そのようなことがございません。ですから、今回の改正で本来正しくある「扶養親族」という明確な文言に国の方が改正するように指示がありましたので、改正させて頂きました。以上でございます。

議員（古川 幸義）

続きまして第 2 点目、ページ数は 11 ページでございます。11 ページの 54 条の 6 として下から 5 行目ですが、旧では「同項の所有者とみなす」と決定されて記述され

ておりますが、今度の新の方では「同項の所有者とみなすことができる」となっております。この違いは、どういうことなのでしょう。ご説明お願い致します。

税務課長（泉 知典）

ただいまの古川議員のご質問にお答え致します。意味は同じでございます。よく国の方では「よって」とか「より」という言葉を時期というか、その時の状況に合わせて変えることがよくございます。「できる」というのは「できることができる」、これ、ほぼまったく同じことです。「しなければならない」ということになって、「できることができる」というのは、まったく同じ意味のことでございます。以上でございます。

議員（古川 幸義）

次に３点目の質問を致します。ページ数は１５ページでございます。７４条の３にあたりますが、３の（３）ですね。今度新たに特例措置として、「その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項」として記述しておりますが、これはどういう事例でしょうか。ご説明お願い致します。

税務課長（泉 知典）

ただいまの古川議員のご質問にお答え致します。第１項、第２項で定めている条件がございます。それで、ほぼほぼ全て課税が出来ること等とか想定しておりますが、その他、ほかにも予備的なことで補充的なことを記載する必要がある場合があるかも知れないということで、その他のことを今何が具体的にあるかちょっと分かりませんが、それが出来ないこと、追加した方がよいことがある場合には、その今言う第３項をもって他のものを補完して追加で記載することが出来るという規定でございます。以上でございます。

議員（古川 幸義）

これにて３点の質問で終わらせて頂きます。どうも有難うございました。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第１号についてを採決致します。本案は、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案の通り承認することに決定致しました。

日程第４．議案第２号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

それでは議案第２号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年３月３１日に公布されたことに伴い、多度津町都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、本年４月１日からの施行日となりますことから多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例について地方自治法第１７９条第１項の規定により、本年３月３１日付で専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が改正部分で右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

それでは、タブレットの３ページをご覧ください。まず、第２条は「納税義務者等」に関する規定で、法律改正による適用条文の項ずれでございます。４ページ中段の旧附則第３項は、法律改正に合わせて削るものです。これに伴い、旧附則第４項から９ページまでの旧附則第１４項までを繰り上げるものでございます。

また、法律改正による項ずれ及び改元による対応でございます。施行日は、いずれも令和２年４月１日であります。

最後に、本改正条例の附則と致しまして１０ページに第１項として「施行期日」を第２項として「経過措置」をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議頂きますようお願い致します。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第２号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。本案は、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案の通り承認することに決定致しました。

日程第5．議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

それでは議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

この度の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。改正内容が、本年4月1日からの施行日となりますことから、多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税について被保険者の負担の適正化を図るため基礎課税額に係る課税限度額を引き上げる一方、中低所得者層の負担軽減措置における軽減所得判定基準額の算定額を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

それではタブレットの3ページから4ページをご覧ください。

第2条は、「課税額」に関する規定で第2項において基礎課税額に係る課税限度額を現行の61万円から63万円に引き上げ、第4項において介護納付金課税額に係る課税

限度額を現行の 16 万円から 17 万円に引き上げるものでございます。

第 21 条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定で、今回の課税限度額の引上げに伴う所要の改正を行うもので、5 ページ上段の第 2 号にて 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の 28 万円から 28 万 5 千円に、第 3 号にて 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の 51 万円から 52 万円にそれぞれ基準額を見直す改正でございます。

5 ページ下段から 7 ページの附則第 4 項は「長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定、附則第 5 項は「短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定で、いずれも法改正に合わせて改正を行うものでございます。最後に本改正条例の附則と致しまして、7 ページ下段に第 1 項として「施行期日」を第 2 項として「適用区分」をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、専決処分の承認につきまして、よろしくご審議頂きますようお願い致します。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第 3 号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

ちょっと質問させて頂きたいんですが、ここで減額ということでございますが、61 万から 63 万、2 万ぐらいが実質値上げとなる訳でございますが、これについてどのぐらいの人数でどのぐらいの町に対して影響があるのか、それとまた年間の増加額について質問を致します。よろしくお願い致します。

税務課長（泉 知典）

ただいまの尾崎議員のご質問にお答え致します。ご質問が限度額が 61 万円から 63 万円に上がったことについてのご質問だと思いますが、実際にはまだ、例年ですと 6 月に当初課税の仮算定が出るのですが、今のところまったく出ておりません。ですので、例年の状況から鑑みてお答えさせて頂きたいと思います。例年この限度額を超え

ている該当世帯は、昨年が 32 世帯ございました。それを考えますと、本年も限度額を超える世帯は 30 世帯ぐらいではないかと思います。で、金額につきましては、当然 2 万円上がるということは 30 世帯掛ける 2 万円ですから、単純に 60 万円、全体では上がるのかなとそういう風な感じでございます。以上でございます。

議長（村井 勉）

他にないですか。尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

限度額がそういう風に最高限度額がそうなっとなんですが、これ、基礎額が合算されるということで子供の多いところは均等割りがかかる訳です。そういう意味で一部言うても 30 世帯ぐらいやということでございますが、今年は所得が減るのは確実ではないかと思います。そういう意味におきましてその計算方法なり、こういう問題について、どのようにお考えなのかちょっと質問させていただきます。

税務課長（泉 知典）

ただいまの尾崎議員のご質問にお答えします。今年の収入が減るから算定額とかを考えたかどうかというお話なんです、算定額につきましては、去年中の所得を算定に致しますので、結論から申しまして算定額の基準に関しては変わりありません。しかしながら、今回の議会ではお話ししないのですが、コロナウイルス関係の特別法案とかその他色んなものがありまして、税の方では徴収猶予制度とか保険の減免制度というのもございます。今ちょっとまだ詳しくは申し上げられないんですが、そういう風に該当すれば減免措置、減額ですね、そういう措置はあり得ますので、次回の時に詳しくご説明させて頂ければと思います。以上でございます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

国保が都道府県化になって、県下では統一したということでございますが、この増えた分、60 万増えたというのがあるんですが、トータルで言うたら他にも値上げした分の問題があると思うんですが、これについてこのお金が本当に町の方に行くのか、それとも県の方に行くのか、こちら辺がちょっと分からんのですけど。このお金の行方、値上げした分のお金の行方はどやんなるんかちょっと質問します。

税務課長（泉 知典）

ただいまの尾崎議員のご質問にお答えします。まず、県下で税率は統一されておられません。県が主体運営になるということが前提で行っておりますので、負担金とかは後期高齢者の方で県の方に行っておりますが、さっき言った 60 万増えたから、それがどこに行くのかいうんじゃないくて当然、徴収、課税があつて徴収した金額は一応、特別会計国民健康保険税の中に入りまして、そこから県の方に行くようになっておりますから、上がった金額がそのまま行くとかいう考えではないんですが、そういう意

味では、収入したものは県の方に行くという風には考えて頂いて結構だと思います。
以上でございます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。本案は、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案の通り承認することに決定致しました。

日程第6．議案第4号、専決処分の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。教育課長、竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

議案第4号、専決処分の承認について（損害賠償の額の決定及び和解について）の提案説明を申し上げます。

平成31年4月20日、多度津町総合スポーツセンター内の体育館で発生した事故にかかる和解及び賠償の額を確定するにあたっては、地方自治法第96条第1項第12号及び13号に基づき議会の議決が必要であります。相手方との示談解決において時期を逸すると解決が困難になるだけでなく、被害者である相手方にも負担がかかることから特に緊急を要すると判断したため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年4月3日付で別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、タブレットの3ページをご覧ください。

損害賠償の額につきましては、553万8,401円でございます。

損害賠償及び和解の相手方は、丸亀市在住の女性でございます。

続いて、事故の概要についてですが、昨年4月20日、町所有の指定管理施設として公益財団法人多度津町文化体育振興事業団に管理・委託しております多度津町総合ス

スポーツセンター内の体育館の2階女子トイレにおいて、老朽化していた仕切り壁が倒れ、先程の相手方を負傷させたものです。

続いて、和解の内容につきましては、今回の事故の原因は、施設の安全管理の不備によるものであるため、町及び財団の過失割合を10割とし、損害を受けた被害者である相手方に対し、先程申し上げた損害賠償額553万8,401円の支払い義務があることを認め、全額を保険会社より支払うものであります。

なお、今後この事故に関していかなる事情が生じても異議を申し立てないことを確認しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第4号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

この事故に対して和解調書は、どのようにされとんか、ちょっと質問致します。町と保険会社と当事者との間のその内容についてちょっと。よろしくお願いします。

議長（村井 勉）

示談書やろ。

議員（尾崎 忠義）

示談書ですか。はい。

議長（村井 勉）

竹田君。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの尾崎議員のご質問にお答え致します。本件の示談書につきましては、財団法人多度津町文化体育振興事業団と先ほど申し上げました相手方との示談書の方を交わしております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

中野 一郎君。

議員（中野 一郎）

5 番、中野 一郎でございます。今回の損害賠償額の中に被害者の後遺障害等の損害賠償額が含まれているかどうかお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの中野議員のご質問に答弁させていただきます。先ほど申し上げました賠償金額 553 万 8,401 円のうち、後遺障害にかかるもの、慰謝料等の金額も含んでおります。

ちなみに 200 万円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 4 号についてを採決致します。本案は、原案の通り承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案の通り承認することに決定致しました。

日程第 7. 議案第 5 号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、多田羅君。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

議案第 5 号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、保険者が保険財政上余裕がある場合などに自主的に条例等を制定して行うことが出来ることとしております。しかしながら、今般の新型コロナウイルス

ス感染症対策については国内で感染が拡大し、その更なる感染拡大を出来る限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であると考え、国内の感染拡大防止の観点から国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととしたことに伴い、関係する条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明致します。

まず、附則「1」を「第1条」に、附則「2」を「第2条」に改めます。

また、附則第2条の次に、次の3条を加えます。

第3条につきましては、1ページ中段から2ページにかけて新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の算出方法と支給期間について。

3ページをお願いします。第4条と第5条につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整について定めるものでございます。

4ページをお願いします。なお、附則として「この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3条から第5条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。」と規定しています。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い致します。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第5号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

この傷病手当金は現在、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に適用されると思うんですが、このコロナウイルスが収束した場合、あるいは、また再発したりということがあろうかと思いますが、これは条例としては、ずっと残るということになるんでしょうか。ちょっと質問をお願いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の質問にお答え致します。適用期間というのは、令和2年の1月1日から令和2年9月30日までの療養のため労務に服することが出来ない期間となっております。今後、期間が延びていくことになれば、この9月30日までというのが変わって来ようかと思えます。規則の方で変更するようにはなっていくと思えますので、対応は出来ていくと思えます。以上でございます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。本案は、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第8．議案第6号、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、冨木田君。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

議案第6号、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、保育所を利用中の保護者に対し登園自粛を求めるにあたり、自粛した日の保育料について日割りで計算した額を返還するため、保育料の減免理由に「町長が特に必要と認める事由が生じた場合」を追加し対応しようとするものです。

なお、減免の対象となる期間につきましては、国が緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大した令和2年4月13日から町が自粛要請を行う期間と致します。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

第3条第1項第3号の次に、「その他町長が特に必要と認める事由が生じた場合」を追加するものでございます。

附則と致しまして、この条例は公布日から施行し、改正後の多度津町保育所保育料徴収に関する条例の規定は令和2年4月13日から適用するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第6号の提案説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第6号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

古川 幸義君。

議員（古川 幸義）

第3条の「その他町長が特に必要と認める事由が生じた場合」と記載されておりますが、これは今回コロナの対策により発生する案件について、町長がその都度、特別措置を設けるということでしょうか。また、今後コロナウイルスが終息したのちでも今後の特別な場合があれば、町長が特例措置として提案するということと解釈致しますが、その際、特例措置に対してその都度、採択するのでしょうか、ご説明お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員のご質問にお答え致します。現在、多度津町保育所保育料徴収に関する条例の第3条におきましては、第1号から第3号で生活保護法に規定する保護を受ける者、災害等に保育料の納付が著しく困難なもの、当該年度において所得が著しく減少し、保育料の納付が困難なものと限定されたものになっておりました。今回のコロナウイルス感染症に関するものも含めまして今後このような緊急事態でありましたり、色々な場合が想定されることについてもこの一文をもって対応出来るものと考えておりますので、今後、想定外のことが起こった時には、この第4号を用いて対応したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの説明でそういう案件が出た場合は、その都度、議会にて採択をするとい

うことでしょうか、それとも専決処分で行うということでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の再質問にお答え致します。今後どのような案件が出てくるか分かりませんが、その都度、議会にお諮りして、決裁を頂いて考えていこうとは考えております。今後このようなコロナウイルスのような全国的なものが発生した場合には、特別措置法等がございしますが、もっと軽微なものと言いますか、それについては町長決裁でお願いするものも今後発生するかとは思います。ご理解のほどお願い致します。

議員（古川 幸義）

これにて質問を終了致します。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。本案は、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第9．議案第7号、令和2年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、神原君。

総務課長（神原 宏一）

お早うございます。議案第7号、令和2年度多度津町一般会計補正予算（第1号）についての提案説明を申し上げます。1ページをお願い致します。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額96億6,500万円に歳入歳出それぞれ24億5,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億1,870万円とするものでございます。

この度の補正予算は、特別定額給付金事業をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感

染拡大により、早急に対策を講じる必要のある事業に係る経費を計上するものでございます。

それでは、「歳入歳出 補正予算 事項別明細書」によりご説明申し上げます。

14 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 23 億 6,899 万 9 千円の増額補正により、41 億 8,072 万 2 千円に改めるもので、項 1. 総務管理費の増額でございます。内訳は目 1. 一般管理費、1 千円の減額、目 15. 特別定額給付金費、23 億 6,900 万円の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 7,570 万 1 千円の増額補正により、30 億 5,756 万 2 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 222 万 9 千円の増額で目 3. 老人福祉費の増額でございます。項 2. 児童福祉費は 7,347 万 2 千円の増額で、内訳は目 1. 児童福祉費、7,180 万 2 千円の増額、目 2. 児童保育費、167 万円の増額でございます。18 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 900 万円の増額補正により、1 億 5,033 万 7 千円に改めるもので、項 1. 商工費、目 2. 商工振興費の増額でございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。10 ページをお開き下さい。款 8. 国庫支出金は 24 億 127 万 1 千円の増額補正により、33 億 7,482 万 1 千円に改めるもので、項 2. 国庫補助金の増額でございます。内訳は目 1. 総務費国庫補助金、23 億 6,900 万円の増額、目 3. 民生費国庫補助金、3,227 万 1 千円の増額でございます。12 ページをお開き下さい。款 12. 繰入金は 5,242 万 9 千円の増額補正により、5 億 8,467 万 1 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金、目 2. 財政調整基金繰入金の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額 96 億 6,500 万円に 24 億 5,370 万円を追加し、121 億 1,870 万円に改めようとするものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第 7 号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

今回、コロナ対策ということで国は第1次を出しとる訳でございますが、これは多度津町は今後どうしていくのか、この件に関しては1回きりのそういう支給なのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

総務課長（神原 宏一）

尾崎議員のご質問にお答え致します。この補正予算については、緊急の対応ということでさせて頂いておりますけれども、6月補正、それからそれ以降の補正、時によると臨時議会をお開き頂いての補正ということも考えられると思いますけれども、その時に必要な状況に応じて対応はさせて頂きたいと思います。よろしくご理解をお願い致します。

議長（村井 勉）

他に。尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

引き続き、申し訳ございません。国は1兆円の臨時交付金いうのを出しとる訳ですが、多度津町では9,854万8千円が交付されております。これについての残額の後はどういう風にするのか、それと町単独でこの件に関して特色のある町の事業が出来るのかどうかというその問題とそういう案があるのかどうかいうのを伺い致します。よろしくお願いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの尾崎議員のご質問に答弁をさせて頂きます。議員おっしゃるとおり、国から1兆円の補正の中で当町にも交付金の方は決定されておりますが、今現在、町の方に議員さんのおっしゃいました9,800万円ほどの金額に関しましては、第1次として1兆円のうち7,000億円のうちの配分が来ております。その分に交付金を使用する事業に関しましては今現在、洗い出しを行っております、各課より集約をしているところでございます。その結果が出ましたら、また、事業等の報告はさせて頂きたいと思っております。以上、答弁とさせて頂きます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

渡邊 美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

国庫補助に伴う事業として一施設、つまりマスクとか消毒液とか、そういう部分で保育所、放課後児童クラブ、児童館も含めてなんですけども一施設に50万円ということに一応聞いておりますが、これは、補正予算の中にこの中に含まれているのかどうか、お聞きしたいんですけども。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員のご質問にお答え致します。保育所と放課後児童クラブに対して、一施設当たり 50 万円を上限として県の方から補助を頂くことが 3 月末に通知が来ておりましたが、その時点で所要額調書として答えたのがこのマスクの所要額で、今回計上させて頂いております保育所の方と放課後児童クラブ、保育所の方につきましては、3 歳から 5 歳に対してマスクを配布させて頂いております。ですので、満額 50 万円は使えておりませんが、マスクの配布ということで使わせて頂いております。今回に計上させて頂いた額でございます。以上です。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

中野 一郎君。

議員（中野 一郎）

事業者支援の中で利子補給金が 50 万円、それから休業要請の協力金が 850 万円計上されて両方で 900 万円計上されておりますが、その算出根拠についてお伺いします。産業課長（谷口 賢司）

中野議員のご質問にお答え致します。まず、町融資制度利子補給金でございます。この制度に関しましては、町が香川県信用保証協会に預託して行っている融資制度、これを活用された事業者の方が負担する利息ですね、利息をその分を町が利子補給するというものでございます。予算額は 50 万円を計上させて頂いております。積算根拠と致しましては、10 万円掛ける 5 事業者を予定してございます。続きまして休業要請等協力金でございます。この事業と致しましては、県の緊急事態措置による休業要請等に協力した事業者に対して県が協力金を交付する事業、それに対しまして町がその県の協力金の 2 分の 1 の額を上乗せして支給する事業でございます。この積算根拠でございますが、10 万円を 30 件分、5 万円を 110 件分の 850 万円としております。以上、答弁とさせて頂きます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

小川 保君。

議員（小川 保）

15 番、小川 保です。先ほど来、議論されております 9,800 万円余り、約 1 億円弱の特別給付金関係ですね、児童手当金あるいは児童扶養手当金、そういった類のものの内容についてご説明頂きたいと。それから支給のタイミング、そして第 1 次の締

め切りが5月20日と言う風に伺っておりますが、本日はすでに13日であるということで、残り1週間程で、また追加の色々な方策が出るのかどうなのかそこら辺りを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（神原 宏一）

小川議員のご質問の中で児童手当、児童扶養手当の上乗せの部分について交付金を適用出来るかどうかいうのについては、今、検討しているところでございます。その他の臨時交付金の9,800万円の部分についての適用の仕方については、政策観光課の河田課長が先ほど申し上げましたような内容で進めているところでございます。それ以上の部分については、今詰めているという状況の中でお答え出来る部分がちょっと今は少ないということで、6月補正に合わせて対応したいという風に考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。以上、答弁と致します。

議長（村井 勉）

他に。小川 保君。

議員（小川 保）

まだ、お答え頂いてない方がおいでと思うので、よろしくお願いします。健康福祉課の方からもお答えを頂きたいと思っております。また、産業課の方で何かアイデアがあれば、この際ですので前広にご披露頂きたいなと思います。以上です。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員のご質問にお答え致します。今回上げさせて頂いております児童手当、これ、町単独の事業で児童手当の対象者の方に1万円と児童扶養手当対象の方に3万円上乗せするというものを上げさせて頂いておりますが、これ、先ほど総務課長が申し上げましたように今回の臨時交付金の方に算定を上げさせて頂いておりますが、それが決定となるかどうかはまだ分かりませんので、一応上げさせて頂くようにお願いをしております。それ以外に健康福祉課と致しましても、放課後児童クラブに対して何か今回のコロナウイルス感染で使えるものはないかとか、今ちょっと健康福祉課の中でも他にも事業として上げさせて頂けるものがないか、今、検討中でございます。以上、答弁とさせて頂きます。

産業課長（谷口 賢司）

小川議員さんの質問にお答え致します。産業課と致しまして、先ほど二つの事業を申し上げました。その他にもいくつか考えてございます。その事業に関しましては、先ほど総務課長の方からご説明がありましており、6月補正に計上していきたいという風には考えてございますので、あくまでも計画ということでお聞き頂きたいと思っております。産業課の方では、まず、セーフティネットの保証等を活用した助成金、保証等助成活用金を考えてございます。事業内容と致しましては、国の中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保険保証等の融資制度を利用するにあたり、町が認定した事業者に対して、事業の継続と運営の安定を図るための助成金を支給したいという

風に考えているものでございます。町が認定した事業者に対してということでございますのは、この融資制度を活用するに当たっては、必ず減収額等の計算が適切に行われている旨の町の認定が必要でございますので、対象となる事業者認定に漏れをなくするためでございます。町では認定を受けた事業者に一律 10 万円の助成を考えていきたいという風に考えてございます。このことにつきましても、また、役場の庁舎の中で検討して、また、6 月に議員の皆様方に正確な情報をお答えしたいと思っております。また、お金の面だけではなく、他の事業でも産業課としては取り組みたいという風に考えてございます。これは消毒液が、ただいま不足しているというところでございますので、そういった生活必需品になります消毒液でありますとかそういったものを精製する機械、そういったものを町の方で購入をして農協、また、漁業協同組合とかそういった地元に根ざしたところに設置をさせて頂いて地元の方、また、組合員さんの方に使って頂けたらどうかということを考えてございます。これも庁舎内で調整を諮らせて頂いて、6 月に結果を皆様方にご報告したいと思っております。よろしくお願い致します。以上、答弁と致します。

議員（小川 保）

詳細なご回答を頂きまして本当に有難うございます。急な質問で戸惑ったことであろうかと思いますが、これは要望でございます。今週の初め、私、高松方面へ各企業どういった状況なのかというのを調査させていただきました。大変な状況になっております。どこの企業も、大手の企業ですけれども生産量、売り上げ等々この最近では 3 分の 1 ほどになっておるという状況であり、今後また、雇用調整助成金等々を利用しながら、休業するということも色々計画をしておるようでございます。多度津町内におきましても大小の事業主、沢山おいでだと思います。こういった方々に対する救済措置、早く決めて頂いて、6 月補正という風に総務課長おっしゃっておいりましたけれども一日でも早く色々な手当てをして頂くということが、今後の経済の安定に方向性が出るのでないかなという風に思っております。そういった意味からも早く細部にわたってご検討頂きたいと。要望でございます。以上でございます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

色々のご審議頂きまして有難うございます。今も私どもも今、出来るだけのことを先ほどの私の冒頭のご挨拶の中でも申し上げさせて頂きましたけど色々な施策、事業を行って企業の皆様方が安定した企業活動が出来るように、また、町民の皆様が安定した、そして暮らしが出来ますようにそのようなことのために色々なことをやってお

ります。ひとつネックがあるんです。これは今 9 千何百万円の地方創生資金 1 兆円の中で、私どもに来るのがその金額であります。ただ、その金額すべてが今、私どもがやろうと思っていること、それに使えるかどうかは、まだ分からないんです。これは国の基準がありまして、そのところを知事会でもそれから市長会でも私ども町村会におきまして国の方に要望をしています。何日か前かちょっと忘れましたが、テレビの報道の中にもありました。私どもが知事会の方からそういう依頼をした時に西村大臣の方からすべてではないという風な答えがありました。そのテレビを見られてる方もいらっしゃると思いますが、今の現状を把握しているのは、私どもでありますので、そういう中におきましては、先ほどから申し上げておりますように町民の生活の安定、また、企業の安定活動のためには、国の基準というのは関係なくって色々なことに使いたい、色々なことにオールマイティな使用目的を町の方に、都道府県、市町村の方に国の方からそういうやって頂きたい。そのためには、やはり、今、私申し上げましたように知事会、市長会、町村会では今やっております。ぜひ、議会の方でも香川県内の議会の皆様方にお声掛けを頂いて、そういうことを下から持ち上げて頂くと、これは大きな力になるのではないかなと思っています。今それほど私どもも一生懸命やっておりますので、ぜひ、ご理解とご協力をお願いしたいと思っています。これは私からのご要望になりますので、どうかよろしく願いを致します。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 7 号についてを採決致します。本案は、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

先ほど第 6 号議案で健康福祉課長の答弁に訂正がございます。健康福祉課長、冨木田君。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

第 6 号議案で古川議員さんからのご質問頂いた件ですが、今後第 4 号の町長が特別

に認める限りのところで、今後議会の承認を得るのかと言うご質問に対して、ちょっと言葉足らずでした。町長が認めるということで、町長決裁で今後、対応させて頂こうと思っておりますので、議会の承認は頂かないということでございました。訂正させて頂きます。

議長（村井 勉）

よろしいでしょうか。

（「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

先ほど担当課長、富木田課長の方からお話もありましたけれども、条例の中の文言として入れさせて頂きましたので今、富木田課長が言いましたことが、そのとおりであります。しかし、どんなことが起こるか分かりません。これは私の一存で解決することなのか、これは大きなことだから、議会の皆様方のご意見を頂戴しようとかそういうこともあると思いますので、その時には私の方で判断をさせて頂いて議会の皆様方のご意見を頂戴した方がいいと思う時には、議会の皆様方にご理解を頂くようにさせて頂きたいと思っておりますので、その節にはどうかよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は、すべて終了致しました。これをもって、令和2年第1回多度津町議会臨時会を閉会致します。ご協力有難うございました。

閉会 午前10時22分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 2 年 5 月 13 日
第 1 回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記